

# 「硫酸ピッチ」の不法投棄・不適正保管



環境省は、不正軽油の製造過程でできる有害物質「硫酸ピッチ」の不法投棄と不適正保管の実態調査をまとめました。調査は全国の都道府県と保健所設置市を対象に行われたもので、10月時点で115件の被害が判明し、その量はドラム缶(200リットル)換算で40,138本に達しています。

被害の発覚時期は2003年度内に判明したものが、量ベースで全体の43%と最も多く、以下02年度36%、01年度13%と続きます。ところが、件数では01年度以降は逆に減少傾向にあります。件数が減少する中で総量が増加したことから、1件当たりの量が増え大規模化していることが分かりました。

硫酸ピッチは黒いタール状の強酸性物質で、灯油とA重油を混合して作る不正軽油の密造工程でできます。軽油には1リットル当たり32円の軽油引取税が課税されていますが、軽油を密造すれば製造経費を差し引いても多額の利益が得られることから、不法行為が全国で行われています。

環境省では、不法投棄・不適正保管等の出口対策のみではなく、不正軽油の密造行為そのものの取り締まり強化が必要としています。

硫酸ピッチ対策では、環境省、警察庁、総務省、消防庁、資源エネルギー庁の5省庁が8月に「関係省庁連絡会議」を設置しました。また、地方では都道府県ごとに「対策協議会」を設けるなどの取り締まり強化へ向け対策が始まりました。

資料: 2003年12月11日付 日本工業新聞  
2003年12月12日付 化学工業日報 日本経済新聞夕刊

機器分析箇所 田沼 祐樹

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

